

平成30年第1回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成30年3月8日（木曜日）

○議事日程

平成30年3月8日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（23名）

1 番	和 田 敏 明 君	2 番	藤 村 こ ず え 君
3 番	宇 多 村 史 朗 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	山 本 久 江 君
9 番	高 砂 朋 子 君	10 番	橋 本 龍 太 郎 君
11 番	牛 見 航 君	12 番	曾 我 好 則 君
13 番	石 田 卓 成 君	14 番	清 水 浩 司 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	久 保 潤 爾 君
17 番	田 中 健 次 君	18 番	今 津 誠 一 君
21 番	上 田 和 夫 君	22 番	河 杉 憲 二 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	山 根 祐 二 君
25 番	松 村 学 君		

○欠席議員（1名）

20 番 行 重 延 昭 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 教 育 長 杉 山 一 茂 君

代表監査委員 中村 恭亮 君 総務部長 末吉 正幸 君
総務課長 松村 訓規 君 総合政策部長 熊野 博之 君
生活環境部長 岸本 敏夫 君 生活環境部理事 大田 稔 君
健康福祉部長 林 慎一 君 産業振興部長 神田 博昭 君
土木都市建設部長 友廣 和幸 君 入札検査室長 内田 和男 君
会計管理者 山内 博則 君 農業委員会事務局長 中谷 純一 君
監査委員事務局長 平井 信也 君 選挙管理委員会事務局長 賀谷 一郎 君
消 防 長 田中 洋 君 教 育 部 長 原田 みゆき 君
上下水道局長 河内 政昭 君

○事務局職員出席者

議会事務局長 岩田 康裕 君 議会事務局次長 栗原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、行重議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。7番、三原議員、
8番、山本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、引き続き一般質問でございます。よろしくお願ひします。

これより質問に入ります。最初は、5番、清水力志議員。

〔5番 清水 力志君 登壇〕

○5番（清水 力志君） おはようございます。「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部の皆様には、何とぞ誠意ある御回答をよろしくお願ひいたします。

まず初めに、自治体クラウドについての質問です。

総務省のホームページの自治体クラウドポータルサイトによりますと、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上、また2011年に起きました東日本大震災の教訓

から、災害や事故などが発生したときでも、業務継続を確保するという観点から、全国の自治体に自治体クラウドの推進をしております。

防府市においては、昨年12月に自治体クラウドについて執行部から御説明をいただきまして、それによると、平成32年4月から新しいシステムを稼働する予定であり、平成30年度一般会計予算案では、自治体クラウド運用管理事業として、平成30年度から平成41年度までの11年間で14億円の債務負担行為を計上されております。

そこで質問をさせていただきます。

1点目は、自治体クラウドを導入するに当たり、導入するメリットとデメリットは何でしょうか。

2点目は、自治体クラウドを導入することに当たり、市民への影響はあるのでしょうか。

以上2点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

自治体クラウドにつきましては、平成29年5月に閣議決定されました世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の中で、地方公共団体はクラウド導入等の計画を策定し、国はその進捗管理をすることとされております。

また、総務省では、地方公共団体におけるクラウド導入に向けた具体的な検討を進めていくための行程等を内容とする地方の公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップを策定し、地方公共団体にクラウドの導入について、さらに取り組みの加速を求めているところでございます。

現在、本市を含め、宇部市、長門市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町の7市町と共同で自治体クラウドの構築に向けて取り組んでいるところでございます。

まず1点目のメリットとデメリットでございますが、メリットといたしましては、市単独で運用するよりも、共同利用することで経費節減効果が見込めるほか、大規模法改正時にも、システム改修経費の抑制及び共同負担による経費削減が行われるため、住民サービスの維持・向上を踏まえた経費圧縮が可能ということがございます。

また、構成市町が同一のシステムを活用することで、大規模災害時における職員相互派遣が行いやすいことがございます。

なお、本市では既に行っておりますが、システムの機器の運用について、耐震構造で、かつ無停電装置、自家発電装置を備え、堅牢で停電に強く、24時間365日厳重な監視を行う民間のデータセンターを利用することで、災害時の業務継続に向けた対応力の強化

が行えます。

さらに、複数の市町でベンダーと交渉を行うため、ベンダーとの交渉力が強化されるなどのメリットもございます。ベンダーとは事業者のことでございます。

デメリットといたしましては、共通の仕様で調達するため、自由なカスタマイズができないことがございますが、クラウドを導入するに当たっては、山口県共通の制度などは当初から共通の仕様とし、本市独自の制度等につきましては、システム調達の機能要件の中で、これまでの制度を運用できるようにしてまいります。

次に、2点目の市民への影響についてでございますが、この自治体クラウドは、システムの共同利用を行うというものでございますので、市民の皆様への直接的な影響はございませんが、経費の削減や業務運用の改善が図られることから、住民サービスの向上につながるものと認識しております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 御回答いただきました。1点目の質問の御回答でメリット、デメリットの説明をいただきましたが、メリットは経費節減や業務運用の改善、あとベンダーとの交渉力の強化などを挙げていただきました。少ない予算、少ない費用で最大の効果を出すというのが行政の最大の目標でもあると思いますので、メリットはしっかりと上げるようにしていただきたいと思います。

一方で、デメリットですが、これは私が一番懸念しているところでした。複数の自治体で共通のシステムを使用することから、現在の政策に何らかのアレンジを加えるときは全体で動かなければならない。つまり自治体クラウド導入後は、防府市独自の政策はできないのではないかと感じておりましたが、システムの調整ができるということでしたので、そのあたりはまた今後ともしっかりとやっていただきたいと思っています。

次に、2点目の質問の回答で、自治体クラウド導入による市民への影響はないとのことでしたが、今後も市民の皆様に対して、利便性は上がっても不便になったということはないように、この場でお願いを申し上げます。

それでは、再質問をさせていただきます。

N T T西日本のホームページでは、クラウドの弱点として、クラウド事業者各社はセキュリティー対策に注力しているものの、意図的な情報漏えいや操作ミスなどの人的セキュリティーリスクは常に存在する。つまりヒューマンエラーは意図的なものや操作ミスを問わず必ず発生すると指摘をしております。

システムの仕様が確立化され、利用する担当部署においては、クラウドで提供されるシ

システムに市の業務を合わせていく必要があると思いますが、職員の皆様に対するシステムへの適用に関する具体的な方策は今後どのようにされていくのでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

今のセキュリティーの問題でございますけど、まず自治体クラウドはインターネットを介在いたしません。専用回線でデータセンターと結んでおりますので、そちらのほうのネット上のセキュリティーというのは、特に大きな問題はないというふうに考えています。ただし、今議員御指摘のとおり、ヒューマンエラーというのはやはり人間がやる以上はつきものでございますので、この操作研修というものをやはり習熟できるようにやっていくということは必要だと思います。

現在でもホスト系からサーバー系に6年前移行したわけなんですけど、新しいシステムを入れるたびに、そういう職員研修等、入念に行っておりますので、このたびのクラウドに移った後のソフトにつきましても、十分な事前研修を行って実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 御回答いただきました。どんなにすぐれた制度やすぐれたシステムでも、それを扱う人によって効果は全く違ってきます。今後、平成32年4月の稼働開始に向けて、しっかりとやっていただきたいとお願いを申し上げます。

ところで、既に自治体クラウドを導入している自治体の議員から、一般質問などで新しい政策の提案などをしても、自治体クラウドを導入しているのでシステム上できないという回答を執行部から受けるようになった。多少なりともそういう面もあるだろうが、今ではそれが執行部のできない理由、やらない理由の常套句となっているという話を聞いたことがあります。防府市においては、今後そのようなことのないように強く要望をいたしまして、まずは1点目の質問を終わらせていただきます。

続いて、次の質問、低い投票率についてです。

1月18日告示、2月4日投開票で山口県知事選挙が行われました。私も開票のときには立会人として開票にかかわらせていただきました。開票開始後、数十分後に速報が出て、投票率が発表されたとき、私はその数字の低さに愕然としました。今回の山口県知事選挙の防府市での投票率は34.74%、これは山口県内の投票率36.49%を下回っており、昨年10月に行われた衆議院総選挙の52.43%、一昨年11月に行われた防府市議会

議員選挙の50.8%、これらの数字も決して高いものとは言えませんが、その数字をはるかに下回っております。

そこで質問をさせていただきます。

1点目に、1月18日告示、2月4日に行われた山口県知事選挙において、防府市の投票率は34.74%と低いものでありましたが、この投票率の低下の原因はどのように分析をされているのでしょうか。

2点目に、投票率向上のための啓発はどのように行っているのでしょうか。

3点目は、一般的に若年層の政治離れ、選挙離れが叫ばれておりますが、学校教育、特に義務教育の場における選挙に対する意識付けが重要ではないかという観点から、防府市の小・中学校における選挙についての指導の現状をお聞かせください。

以上3点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 私からは、3点目の防府市の小・中学校における選挙についての指導の現状についての御質問にお答えいたします。

小学校では、学習指導要領に、国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが関係していることという学習内容が示されております。そのため、第6学年社会科の授業において、国会議員の選挙、国会の働きについて取り上げ、国会などの議会政治の働きや選挙の意味を理解し、選挙で投票することは国民が政治に参加するための大切な権利であることを学習しております。

中学校では、学習指導要領に、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用のあり方について理解を深めさせると示されております。そのため、第3学年で学習する社会科の公民的分野において、議会制民主主義の意義や選挙の基本原則、日本の選挙制度を学習しております。

授業においては、新聞記事を活用したり、さまざまな選挙制度が導入されている理由を考えたりすることで、国政選挙や地方選挙の仕組みについて学んでおります。このようにさまざまな学習活動を通して選挙への関心を高め、みずからが1票を投じることこそが最大の政治参加の方法であることを学習しております。

今後も学習指導要領にのっとり、児童・生徒が1票の大切さを十分に理解し、主体的に政治に参加しようとする態度の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。残余の質問につきましては、選挙管理委員会事務局長が

答弁いたします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 選挙管理委員会からは、1点目と2点目についてのお答えをいたします。

まず1点目の山口県知事選挙における投票率の低下の原因でございますが、議員御指摘のとおり、今回の防府市での投票率は34.74%で、前回の平成26年が36.30%でございましたので、約1.5ポイントのマイナスとなりました。県全体の投票率も今回が36.49%で、前回は38.82%でございましたので、こちらも約2.3ポイントのマイナスとなっております。

この原因といたしましては、いろいろと考えられるところでございますが、やはり選挙当日の天候によるところが大きいのではないかと考えております。最近の傾向ではあります。今回の県知事選挙でも期日前投票者数は9,498人で、前回の選挙の6,929人に比べ、約1.4倍と増加しておりましたので、選挙当日の投票率の低下が大きかったことが原因と考えられます。今回の選挙当日は、大変寒く、雪もちらつき、気温も上がらなかったため、投票に行くのをためらわれた方が多かったのではないかと考えております。

なお、県知事選挙につきましては、ほかの選挙と比べると投票率が低い傾向にあるのではないかと考えているところでございます。

次に2点目の投票率向上のための啓発につきましては、今回は県知事選挙でございましたので、県の選挙管理委員会が主体となって啓発活動を実施しております。具体的な例を挙げますと、高校生のキャラバン隊を編成し、商業施設等でのチラシ等の配布を行いました。防府市内でも誠英高校の生徒さんがイオン防府店で選挙啓発イベントを行っております。

防府市の取り組みとしましては、どの選挙でも実施しておりますが、商業施設等において、選挙への参加を呼びかける店内放送をお願いしたり、市の公用車による巡回啓発活動等を実施しております。

また、今年度は実施できませんでしたが、昨年度は高校等への出前授業を3校で実施しているところでございます。

さらに児童・生徒の皆さんに選挙に関心を持っていただくため、市内の学校に毎年明るい選挙啓発作品として、ポスター、習字、標語を募集し、各学校で夏休みの課題として対応していただいております。優秀作品については、アスピラートのロビー等での展示も行っております。今後とも投票率の向上のため啓発を続けていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 御答弁いただきました。まず1点目の投票率低下の原因に、天候が悪かったということをご指摘されておりましたが、確かに投票日当日は雪が降っていて、とても寒かったことを私も覚えております。ですが、前回の県知事選挙の投票率は36.30%と1.4ポイントぐらい下回っているということで、さほど投票率は変わらないんですが、このときの防府市の天気はどうだったのか疑問に残るところがあります。

また、投票日当日は、防府市よりも天候が厳しかった萩市の投票率は45.37%、長門市は49.02%と、全体的に投票率が高いとまでは言えないまでも、防府市の投票率を上回っております。このことから、投票率が天候に左右されることはあったとしても、それが主な原因になっていないのではないかと一言付け加えさせていただきます。

一般的に選挙に行かない理由として、支持する人がいない、政治への無関心な人の増加、政治への不満や不信を持つ人の増加、投票に行っても、自分の1票だけでは世の中は何も変わらないなどが挙げられていることをここで申し上げておきます。

それでは、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

2点目の質問について御答弁をいただきましたが、さまざまな方法で投票率向上のための啓発活動を行っていることはわかりました。職員の皆さんの日々の努力に改めて敬意を表します。

今後におきましては、防府市では既にフェイスブックを開設しておりますが、そういったSNS媒体を活用して、特に若年層に選挙や投票に行くことをアピールできるような啓発も行っていたきたいと要望しておきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） SNS等の啓発活動につきましては、こちらでも必要であるというふうに考えておりますが、選挙管理委員会の職員のみでやるというのは大変人数も限られておりますので難しい面もございます。たまたま新設されます情報発信部局がございますので、そちらと連携しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 情報発信については、一昨日の牛見議員も一般質問をされておりました。情報発信を所轄する部署が新設されるそうですが、情報発信というのは、何も観光案内や楽しいイベントのためだけのものではありません。今後の新しい部署への手腕を期待いたします。

ところで、投票難民という言葉をお聞きでしょうか。最近の投票難民というのは、支持する人がいなくてどこに投票していいのかわからないという人のことを言うそうですが、今ここで私が言うのは、そういう意味ではございません。

少し古い記事ですが、毎日新聞のネット版にこのような記事がありましたので、その一部をお紹介させていただきます。

高齢により車を運転できなくなったり、路線バスが廃止されて買い物に行けなくなる「買い物難民」が社会問題化している。同時に、介護が必要になっても自宅で暮らそうという国の政策のもと、有権者としての政治参加が難しくなる「投票難民」も生まれている。

私自身、これまでの活動の中で、投票に行きたくても足が悪くて思うように歩けないし、投票所までは歩いていくには遠くて、車も持っていないので、投票所に行くまでの手段もないという、こうした移動手段を持たない高齢者から、投票に行きたくても行くことができないとの相談を受けたことがあります。

このような相談は、私だけじゃなく、ここにいる全ての議員の皆さんも相談を受けたり、お話を聞いたことが、多かれ少なかれあるのではないかと思います。

そこで質問ですが、選挙管理委員会はそのような声を把握されているでしょうか。また、もしもそのような相談を受けた場合、選挙管理委員会はどのような対応をされるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） お答えいたします。

高齢者や体の御不自由な方から、投票所への移動手段がないという声があるのは承知しております。現在このような場合は、御家族や身内の方の善意をお願いしている状態でございますが、全国的に見ますと、巡回バスやタクシーの無料券配付等行っている自治体もございます。しかしながら、それは過疎等による投票所の統廃合によって投票所が少なくなった場合、実施されている場合がほとんどでございます。

一方、都市部でも障害者等の外出支援事業の中で投票所への移動支援を行っているところもございます。移動支援については、費用や公平性の問題等もございますが、投票機会の確保の面からも、他市の事例を参考にしながら調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） このような相談は、今後増えていくものではないかと予想され

ますし、もしも私が出る選挙のときにそのような相談を受けても、私を支持してくれるなら、私が投票所まで連れて行ってあげると、本音ではそう思っても、そのようなことは絶対にできません。近い将来、投票に行きたくても行けないといった声に行政が対応しなければならぬ時期が来るのではないかと思いますので、そのときには素早い対応をよろしくお願いいたします。

それと、もう一つ質問なんですが、投票に行きたくても行けないという声が出るということは、現在の投票所の分布や設置数が実状に即していないのではないかと懸念を持ってしまいます。防府市の投票所の設置は、果たして適正な状況なのでしょう。それと関連して、投票所のバリアフリー化の現状、そして今後の考え方について見解をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） お答えいたします。

投票所の設置基準というのは、公職選挙法の中ではございません。しかしながら、古い話でございますが、昭和44年の旧自治省の通知の中で、投票所までの距離は3キロ、1投票所当たりの有権者数はおおむね3,000人までというのがございます。今回の県知事選挙に当てはめると、周辺部の一部の投票所で3キロ以上になるところが存在しておりますし、3,000人以上の投票所となりますと、これはかなりの数がございます。

ちなみに、最も有権者数の多い投票所は松崎第一投票所でございますが、松崎小学校でございますが、約6,500人の有権者数があります。先ほどの旧自治省の基準から見れば問題があると考えられるところでございますが、昭和44年当時と現在では、有権者の投票行動とか、期日前投票の増加とか、いろいろな状況も随分変わってきております。そういうことで、投票所につきましては、当面そのままにしたいというふうに考えております。

しかしながら、今後自治会等から要望がございましたら、投票所の増設や変更は当然検討していくことになろうと思っておりますが、増設の場合は、職員や投票立会人の確保、それと一番大事なのは投票場所の選定等、難しい面もございますということも事実でございます。

それと、投票所のバリアフリー対策でございますが、これにつきましては、段差や階段のある投票所、これも多いんでございますが、これにつきましては、簡易スロープを設置いたしましたり、全ての投票所でございますが、車椅子を置いたりして対応しておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 投票所の増設など、地域や市民の皆様の声があればということでしたが、これもまたそういった声が上がったときに素早い対応をぜひともよろしくお願いいたします。

関連して、期日前投票について少しお伺いいたします。

平成29年12月議会において、山根議員が期日前投票について一般質問をされておりました。昨年10月に行われた衆議院選挙において、期日前投票の会場が混雑して市民の皆さんに御迷惑をかけたことから、山口県知事選挙においては、入場券はがき裏面の宣誓書記入欄の記入に対する周知徹底や記入場所の確保、そして期日前投票を行う場所をこれまでの4号館2階の会議室から面積の広い3階の会議室へ変更することを答弁されておりましたが、実際に行ってみて、混雑回避の効果はあったのでしょうか。

また、答弁の中で会場が3階になると、上り下りがエレベーターを利用することが問題になる。その対策として、案内人が必要となることから、体制を整えて臨みたいと問題を指摘されておりましたが、実際に行ってみて問題は解決されたのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） お答えいたします。

会場を4号館3階に変更した件につきましては、今回の選挙は衆議院選挙より来場者が少なかったというのをございますが、ほとんどお待ち願うことなく、待っても四、五人というぐらいで対応できました。このことにつきましては、宣誓書を事前に記入していただいた方が比較的多かったということと、土日には1階市民課ロビーに宣誓書記載台を設けて、事前にそちらで記載していただけて上がっていただくというふうに呼びかけたことも一因ではないかと思っております。

エレベーターの利用の問題につきましても、看板の設置や案内人を配置したことによりまして、ほぼ混乱なく対応できたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 改善点や問題点など、さまざまなことでクリアができたのではないかと、そういうふうに思っております。

ところで、期日前投票の会場について、12月議会の一般質問で、2月の県知事選挙の状況を見て、これでできると判断がつかましたら、そこで引き続きやろうと思っておりますというふうにも答弁されておりましたが、今後の選挙の期日前投票の場所について、どの

ような判断をされたのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） お答えいたします。

今後の期日前投票所の場所につきましては、今回の県知事選の状況を踏まえまして、次回5月の市長選・市議補選につきましては、同じ4号館3階で実施したいというふうに考えております。

その後の選挙でございますが、これにつきましては、そのときの状況を考慮しながら判断したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） わかりました。それと、もう1点、ちょっと質問をさせていただきますが、投票管理システムの導入について、現時点の計画を12月議会の山根議員の一般質問で御答弁をされておりましたが、重複するようで大変恐縮なんですけど、いま一度現時点の計画をお聞かせください。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） お答えいたします。

これも昨年の12月議会で御答弁申し上げましたが、先ほど自治体クラウドの御質問があったところでございますが、投票管理システムを自治体クラウドによりまして導入するということになっておりますので、平成32年の市議会議員選挙から稼働する予定となっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 投票管理システムが導入されましたら、期日前投票の会場を増設する、または複数にする、そういう考えはおありでしょうか。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 当然、平成32年の市議会議員選挙につきましては、複数増設して対応したいと思いますが、その直前に、仮に衆議院選挙——東京オリンピックが夏にございますが、その後、秋に突然衆議院解散ということもあつたりなんかしますと、そのときには複数じゃなしに、今の会場で期日前投票システムを導入して、1カ所でまずやってみて、市議会議員選挙で複数を試すというふうな方向で考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 平成32年11月の防府市議選挙から期日前投票の会場を複数にすると。つまり会場が増えるということになりますが、会場が複数になると、それだけ人員が必要になります。人員の確保や職員の体制など、どのようにお考えでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、期日前投票所を増設した場合には、1カ所につきまして投票管理者が1名、投票立会人が2名、あと事務従事職員が4名程度ということで、計7名程度は最低必要になろうと思います。この人員の確保が今後大変問題になろうというふうに考えております。

もちろん、選管職員がそこに行って従事するというわけにはまいりませんので、他課の応援職員が必要になってこようと思っております。通常勤務時間中にも対応できる併任職員の設置を検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） わかりました。またその辺、平成32年に向けてしっかりと体制を整えていただきたい、このように要望をしておきます。

続いて、3点目の質問、小・中学校における選挙についての指導についてですが、それぞれ小・中学校の教育課程において御指導をされていることがわかりました。特に1票の大切さ、そして選挙は国民の権利である。この辺がしっかり教えられているということも改めて私もわかりました。

そこで再質問をさせていただきます。

学校生活において選挙といえば、学級委員長や生徒会の選挙などを連想するわけですが、私が中学生のころ——昭和58年から60年ころでありますけれど、その当時、学級委員長はクラス全員による投票によって決めたり、あと生徒会長や生徒会役員を決める選挙がありまして、立候補者のポスターをつくって学校の掲示板に張り、立候補者が毎朝自分の名前を書いたたすきをかけて正門の前に立って挨拶をしたり、全校生徒の前で応援演説や立候補者の演説を行ったりと、本当の選挙のようなことを学校で行っていましたが、現在、中学校で学級委員長や生徒会役員を決める選挙というのは行われているでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 中学校での生徒会役員あるいは学級委員についての選出方法と思いますが、中学校では、生徒一人ひとりがよりよい学校づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようという、その自主的・実践的な態度を育成するというで全校生徒による生徒会というのが組織されております。これは、議員が今紹介されました、議員が若いころ、中学生のころあった、その同じような組織と考えられて結構だと思います。生徒会の役員は選挙によって選出され、生徒会の計画や運営を中心に行っております。選挙の実施に当たりましては、生徒が選挙管理委員会を組織いたしまして、市の選挙管理委員会から記載台や投票箱を借用しまして、いわゆる本当に国政選挙なり、あるいは地方議員の選挙、そうしたものと全く同じようなシチュエーションで生徒が選挙を体験するという、いわゆる模擬体験をしながら、告示や立候補者の受け付け、立ち会い、あるいは演説会、企画等々、そうしたものを行いながら投開票なども行っております。

学級委員につきましては、学級で希望者を募り、希望者が複数いる場合は投票、あるいは話し合いによりまして決定いたしております。

以上です。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 選挙のときには実際に選挙管理委員会から投票箱や記載台を持ってきて、さながら本当の選挙のようにやるというふうな、これは私の時代のときにはなかったことですね。私もそういう体験をしてみたかったなというふうに思っております。

続いて、小学校についてお聞きします。

私が小学生のころ、昭和52年から昭和57年ごろでございまして、当時は児童会の中に、児童会長や役員がいて、主に先生が、6年生の児童からなんですけど、指名をしておりました。

先日、退職された小学校の先生と話す機会があり、そのことを話すと、それは随分前の話だねって。以前は先生が指名をしていたが、その後、児童全員による選挙によって決めていた。今は児童会長や役員を選出していないよとお聞きいたしましたが、そのような体制になった背景をお聞かせください。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 小学校の児童会についての運営等々と思います。以前は議員御紹介のとおり、中学校と同じように、会長や副会長など、児童会の役員を選出し、役員を中心として児童会を運営しておりました。しかしながら、平成20年に学習指導要領が改定されまして、できるだけ多くの児童が児童会活動を経験できるように配慮することが求められたため、現在では第5学年以上の希望者が適宜交代しながら児童会活動の運営を

行っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 今はできるだけ多くの児童が体験できるようにと、これも時の流れというか世の流れというのでしょうか。私もそのときにいたときには、そういった経験もできたのかなというふうに思っております。

ところで、私が思うに、義務教育とは、実社会に出たときにしっかりとアジャストする、つまり適応できるような最低限の社会的ルールを発達段階に応じて教える。それは机の上だけでなく、時として実践や体験など、体で覚える時期であると私は考えております。恐らく皆さんも同じような考え、同じような思いだと思います。

特に選挙においては、例えば選ばれたから優秀だとか、選ばれなかったからそうではないではなく、選ぶ権利や選ばれる権利、選ぶ責任や選ばれる責任などを実践を通じて教えていく、その中でリーダーシップを育むことや、そのことによる失敗体験や成功体験をさせることが、子どもたちの将来にとって重要なことだと考えます。

児童会役員選挙の当初の目的は、国会、地方自治体の選挙制度とはどのようなものかというのを体感し、議会制民主主義制度の実態を知るためと書いてあった資料を私はかなり前に見たことがあります。先ほど御答弁にもありましたが、中学校の生徒会役員の選挙で、選挙管理委員会から実際に使う投票箱や記載台を使って、本当の選挙の臨場感を出して体験してもらおうということも含めて、選挙というものを肌で感じてもらうことが将来の投票率向上に少なからずつながるのではないかと考えております。

義務教育9年間という限られた時間の中、またさらに先生や児童・生徒も超過密日程だということを承知の上で、このような体験ができる環境を多く取り入れていただきたいということを強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

最後になりますが、ことしの5月には防府市長選挙及び防府市議会議員補欠選挙が行われます。既に次の選挙には不出馬を表明されております松浦市長におかれましては、長い間、防府市のために全力を尽くしていただきましたこと、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

次の市長選挙は、防府市の新しいリーダーはだれにするのか、だれに防府市の未来を託すのか、大事な選挙であります。前回の市長選挙の投票率は46.58%でしたが、市民の皆様に関心を持っていただき、今回はこの数字を上回るような選挙戦になることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松村 学君） 以上で、5番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、8番、山本議員。

〔8番 山本 久江君 登壇〕

○8番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。今回は大きく3点にわたりまして、いずれも次世代への支援をどのように進めていくのか。教育、福祉、医療の分野から、それぞれ課題の一つを取り上げてみました。松浦市長への最後の一般質問となりますが、精いっぱい市民の要望を届けさせていただきたいと思っておりますので、誠意ある御回答をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず、教育環境の整備について、最初に通級指導教室の設置についてお尋ねをいたします。

通級指導教室は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒に対して、大部分の指導を通常の学級で行いながら、通級指導教室では、障害の程度に応じた指導が行われます。対象となるのは言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などです。

文部科学省が実施をいたしました平成28年度通級による指導実施状況調査によりますと、少子化により子どもの数は減っているのに、通級している児童・生徒の人数は毎年増加傾向にあり、平成28年度が9万8,311人で、通級による指導が始まった平成5年の1万2,259人と比較いたしますと約8倍となっております。

また、全国的には、通級による指導は、当初は言語障害を主な対象としておりましたが、自閉症、情緒障害、LD、ADHDの児童・生徒数の合計が平成24年には言語障害を上回り、現在も増え続けております。

こうした中、文部科学省は、こうした事態を抜本的に解決するために、義務標準法改正をいたしまして、今年度からこれまで通級指導教室の教員を毎年度の予算措置で配置する加配定数で行っていたものを、子どもの数によって教員配置を行う基礎定数に組み入れ、10年かけて必要な教員を充足するとしております。

そこでお尋ねをいたします。子どもたち一人ひとりのニーズに応じた通級による指導への期待が高まっておりますが、通級指導教室の果たす重要な役割について、どのように考えておられるのか。市教育委員会のお考えを改めてお尋ねをいたします。

また現在、防府市では小学校2校、中学校1校で開設されておりますが、県内でも少ない状況でございます。例えば山口市が小学校9校、中学校4校、宇部市が小学校7校、中学校4校、岩国市が小学校5校、中学校4校などとなっております。もちろん地域や学校

の事情はさまざまでございます。児童・生徒のニーズに応じて教室を増やすべきと考えますが、いかがでございましょうか。御見解をお伺いをいたします。

質問の第2点は、市奨学資金貸付条例の見直しと給付型奨学金制度の創設についてでございます。

経済的な理由のため、修学が困難である者に必要な資金の貸し付けを行う防府市奨学資金貸付制度は、昭和26年度に条例が制定されて以来、その内容については定住促進奨学金の設置など、市民の期待に応え改善が重ねられてまいりました。その上で、この制度がより利用しやすい制度となるよう検討を加えていただきたい点がございます。それを今回質問をさせていただきたいと思っております。

次の条文を上げたいと思っております。1つは、第3条、奨学生の――奨学金を受ける学生、奨学生です。奨学生の資格について、市内に2年以上住所を有する者が扶養する者またはこれに準ずる者となっておりますが、2年以上という制約をとっていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

2つ目に、第4条、奨学金の貸付金額について、一般奨学金と合わせ、入学一時金を追加できないかお尋ねをいたします。

下関市では、奨学生が希望する場合は、最初の月額奨学金に入学一時金を加算して貸し付ける制度をつくられたようですけれども、入学前後に要する相当な費用について、修学に際しての経済的な負担を軽減しようと検討をされたようでございます。防府市におきまして検討できないか、お尋ねをいたします。

3つ目ですが、第13条、奨学金の返還についてです。ここでは返還は貸し付けを受けた期間の2.5倍となっておりますが、格差等貧困が拡大をして若者の雇用が劣化する中で、親の経済格差による進学格差や奨学金返還困難者の窮状が社会問題化している中で、もう少し返還期間の延長ができないかどうかお尋ねをいたします。

続いて、給付型奨学金制度の創設について質問をいたします。

日本学生支援機構によりますと、国の奨学金を返せずに自己破産するケースが、借りた本人だけではなく、親族にも広がっていることがわかりました。同機構によりますと、奨学金による自己破産は、2016年度までの5年間で延べ、何と1万5,338人に上るとされております。

こうした中、国では昨年度、給付型を創設し、この4月から本格実施いたします。しかし、その内容を見てみますと、学生の2人に1人が奨学金を借りる現状から見て、対象者が極めて少ないなど貧弱なものでございます。政府の施策が不十分な中、今自治体で給付型奨学金制度を実施するところも増えてまいりました。

これまでも提案させていただきましたけれども、改めて市のお考えをお尋ねをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 教育環境の整備についての御質問ですが、まず初めに、通級指導教室の設置についての御質問にお答えいたします。

通級指導教室は、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒が一人ひとりの障害の状態に合わせて、自分の感情をコントロールする方法や人との上手なつき合い方について個別に学ぶことができる、大変重要な場であると認識いたしております。

議員御指摘のとおり、全国的に通級による指導を受ける児童・生徒の数が増加傾向にあることから、文部科学省は今後10年間で担当教員を段階的に定数化していくという方針を打ち出しております。

現在、防府市では、佐波小学校、華浦小学校、佐波中学校に通級指導教室を設置いたしております。平成30年1月末現在、133人の児童・生徒が通級による指導を受けており、受け入れ対象となる希望者は、全員指導を受けることができっております。

議員御指摘のとおり、防府市は通級指導教室が設置されている学校の数そのものは少ない状況ではございますが、指導者1人当たりの児童・生徒数で比較いたしますと、他市と同等の配置状況となっており、一人ひとりの児童・生徒に対して丁寧な指導を行うことができっております。

しかしながら、通級による指導を受けている児童・生徒が市内全域にわたっていることや指導を希望する児童・生徒の数が増加傾向にあることから、防府市教育委員会といたしましては、より充実した指導体制の構築を目指し、今後新たな通級指導教室の開設について、県に要望してまいりたいと考えております。

次に、市奨学資金貸付条例の見直しと給付型奨学金制度の創設についての御質問にお答えいたします。

まず、防府市奨学資金貸付条例の奨学生の資格として、市内に2年以上住所を有する者が扶養する者と規定しているところの2年以上という、本市での居住期間についての制約を外すことはできないかとの御質問でございますが、ここに規定している扶養者については、本市に生活の本拠がある者としての判断を、2年以上住所を有していることとしております。

このため、UJIターンや転勤などにより防府市に転入された方で居住期間が2年未満である場合は、現行制度においては、本市奨学生の資格要件に非該当となりますので、今

後、より多くの方に奨学金を利用していただく観点から、2年以上居住という制約については、廃止も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、大学入学時に一時金を貸し付けする制度の創設及び返還期間の延長についての御質問でございますが、議員御案内のとおり、大学等に入学する際には、入学金等の費用や新生活を送るための準備費用が必要となりますので、一時金の貸し付けをすることは経済的支援となります。

また、近年、非正規雇用者が増加するなど、若者の雇用が不安定となっている社会情勢から、奨学金の返還が負担となる場合が見受けられますので、返還期間を延長することにより、毎月の返済額が軽減され、利用しやすい奨学金となるものと思われまます。

しかしながら、本市の奨学金制度は定額の基金により運用しておりますことから、大学入学一時金の貸し付けの新設及び返還期間の延長を行うに当たっては、継続的に貸し付けが行えるよう、貸付金と返還金のバランスを保ち、奨学金制度の安定的な運用をしていく必要がありますので、今後、現行制度内での運用をシミュレーションする中で、他市の事例等も参考としながら研究してまいりたいと考えております。

次に、給付型奨学金制度の創設についての御質問でございますが、本市では現在、月額3万円の貸付型奨学金にあわせて、市内に定住する意思を持つ者に対して1万円を上乗せして貸し付ける定住促進奨学金制度を設けております。

また、平成28年度には定住促進奨学金の対象者のうち、大学等を卒業後、引き続き本市に3年以上定住した者につきましては、返還の支援をする制度を創設いたしておりますので、今後は、この制度における本市への定住施策としての効果を検証してまいりたいと考えております。

議員御質問の本市独自の給付型奨学金の創設につきましては、給付の条件や給付対象者の選定方法、また奨学金制度を継続していくための財源確保などを踏まえ、新たな制度設計が必要となってまいりますので、平成30年度から国において本格的な運用を開始されます給付型奨学金制度の実施状況や効果等を注視しながら研究してまいりたいと考えております。

防府市教育委員会といたしましては、当面は貸付金制度の周知の徹底に努め、奨学生にとって利用しやすいものとなるよう検討を重ね、奨学金制度の本来の目的である学習意欲のある優秀な学生への経済的な修学支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。通級指導は教科を学ぶ場では

なくて、子どもたちの生きる土台とか、それから社会的スキルを育む場でございます。NPO法人全国ことばを育む会の前の理事長で山口市在住の加藤碩さんが次のように述べておられます。

子どもたちにとっては通級指導教室イコール言葉の教室は心の保健室、心のオアシスなのです。週一、二回の1対1の指導が子どもたちの心の成長にとってなくてはならない深い意味を持つことは明らかです。そして、とりわけ思春期に差しかかり、青年期を準備する中学生、高校生が個別の指導を求めるのも必然的だ。

こういうふうに一貫した取り組みの重要性を語っておられます。

通級指導教室の小中一貫体制の確立に向けた取り組み、昨年11月の県議会でも取り上げられて、県のほうでは次のように答弁をされておりますが、障害のある児童・生徒が切れ目なく一貫した適切な指導、支援を受けられることが必要と考えていると。来年度に向けても各市町教育委員会に対して、地域や学校の実情、児童・生徒のニーズに応じた適切な教員の配置などについて引き続き支援を行う。そして、個別の教育支援計画を活用した一貫指導について、各小・中学校に周知を図っていくという、県のほうも前向きな御回答を出されております。

ぜひ障害ある児童・生徒が切れ目なく一貫した指導が受けられますように、防府市としても小・中学校への増設等、その体制づくりに取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

1点だけお伺いをいたしますが、通級による指導を受ける児童・生徒が増える中で、また予想される中で、担当される先生方の研修体制の充実が一層求められていると思いますけれども、その点はいかがでございましょうか。御回答お願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 研修体制でございますが、特別支援教育専門講習会をはじめ、発達障害について専門的な指導方法等に関する研修会や通級指導教室の円滑な運営に関する研修会などが毎年、県の教育委員会の主催で開催されております。

また、本市におきましても特別支援教育にかかわる教員を対象とした研修会を毎年開催しているところでございまして、加えて平成27年度からは、本市が独自に配置しております特別支援教育推進員、これは総合支援学校の校長さんも務められておる、極めて高い専門性を有しておられる方をお願いしまして、特別支援教育推進員ということで、通級指導教室を訪問し、担当教員に対して指導内容や指導方法についての助言等を行っていただいているところです。

また、各学校におきましても、特別支援教育の専門家を講師として、外部講師等々も含

めまして、そうした校内研修会をどこの学校も開催しておりまして、研修の機会は確保されているものと考えております。

なお、来年度は特別支援教育のさらなる充実を目指しまして、研修の機会を増やす予定でございまして、校長会など、さまざまな機会を捉えて、なお一層研修を充実させていくことで、通級指導教室、あるいはそこに学ぶ児童・生徒に対しまして教員の理解が深まりますよう、あるいは指導がもっと行き届きますよう、教職員の指導力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 文科省の通級による指導実施状況調査によりますと、平成28年度は約7割の教員が複数の障害の指導を担当していると。自閉症、情緒障害、LD、ADHDの4障害を1人で担当している教員は約40%おられるという調査がございまして。障害種ごとの研修の機会が計画的に増やされていくように、特別の配慮をお願いをしたいと思います。

通級指導教室の教員の基礎定数化を機に、児童・生徒にニーズに応じて、小・中学校への通級指導教室の設置が一層進むことを期待いたしまして、この項は終わります。

次に、奨学資金でございましてけれども、今回、3点にわたって質問をさせていただきました。条文にかかわって3点質問させていただきましたが、奨学生の資格についてですけれども、前向きに検討するという御答弁いただきましたが、県内の貸付条例を持つ市の状況を参考にさせていただきたいと思いますが、どうなっておりますでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

県内他市における貸与型の奨学金制度の制定状況につきましては、山陽小野田市及び長門市を除く10市でございまして、そのうち貸付資格に居住期間を規定している自治体は岩国市及び柳井市の2市でございまして、両市とも、2市とも保護者の住所が2年以上市内に有することとされております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 御答弁にありましておおり、山口県ひとづくり財団の奨学金制度もそうですけれども、県内で条例を持つところでは、期間の制限というのは多くの自治体はもうないわけです。ぜひ防府市も改善されるように要望いたします。

次に、第4条の奨学金の貸付金額について、入学一時金の追加でございましてけれども、

御承知のように大学等の入学前後に要する費用、大変多くかかります。無利子の一時金の制度があれば、就学に際して大いに助かる制度だというふうに思います。御紹介いたしましたように下関市、既にスタートいたしておりますけれども、ぜひ防府でも検討していただきたいということをお願いをしておきます。

ところで、返還につきましては、最近大変学費の値上がりとか非正規雇用の広がりなどで返済が難しい状況が続いておりますけれども、防府市の場合、この3年間の奨学金の返還率、どのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 奨学金の返還率についての御質問にお答えいたします。

平成26年度からの3年間になりますけれども、平成26年度の返還率は91.0%、27年度は97.4%、平成28年度は91.1%となっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 御答弁にありましたように、返済が困難な例も続いていることがわかります。この件については、例えば周南市では、大学などは貸付期間の3倍まで返還期間を広げていると、そういう取り組みをされておりますが、こういった取り組みを参考にして拡充していただきますようお願いをいたします。研究をしたいという御答弁でありましたけれども、一歩進めていただきたいということを要望しておきます。

それから、給付型の奨学金でございますが、これも独自に実施する自治体が増えております。新年度から滋賀県の米原市、あるいは神奈川県相模原市、スタートするようでございますけれども、ぜひ研究していくという御回答でございましたが、防府市でもこうした取り組み、参考にして、国の動きも大きく変わってくるようでございますので、ぜひ検討を進めていただきたいということを強く要望いたしておきます。

それでは、次の項目に入ります。次に、子育て支援について、最初に保育料軽減策の拡充についてお尋ねをいたします。

防府市子ども・子育て支援事業計画の中間年度、見直しが行われますが、本計画策定に当たりまして、平成25年10月にニーズの把握のため、就学前の子ども及び小学生の保護者を対象にアンケート調査が実施をされております。

それを見ますと、就学前子ども調査では、子育て支援策の優先度として、幼稚園や保育所に係る経費の軽減など、費用負担の軽減を求める声が、全体として割合が高いことが報告をされております。

平成29年度の防府市の保育料を見ますと、国や県、市の減免制度があるものの、例え

ば3歳未満児2人の保育料は、市民税所得割課税額9万7,000円以上13万3,000円未満の世帯では5万5,500円となります。また、市民税所得割額4万8,600円以上5万7,700円未満の世帯でも3万4,500円となります。大変高い。共働きの若い子育て世帯にとって保育料の負担は大変大きいものがございます。

全国の自治体の中には、子育て世帯をしっかりと応援していきこうと第2子以降保育料無料化に踏み切る自治体が増えております。兵庫県明石市、あるいは群馬県渋川市、さらに鎌倉市など、第2子以降の保育料の無料化を目指しております。ぜひ防府市におきましても、子育て世帯の要望に応じて、保育料の負担軽減として、第2子以降の保育料無料化に取り組んでほしいと思いますが、いかがでございましょうか。

また、新年度から結婚歴がないひとり親家庭も寡婦（夫）控除のみなし適用を厚生労働省がかかわる25事業で受けられるようになりますが、保育料もその一つです。ぜひ、その周知をお願いしたいと思いますが、御見解をお伺いをいたします。

第2点目として、市立保育所の民営化計画でございます。

昨年7月改定されました防府市民間委託等推進計画では、基本方針として、行政責任の確保などに留意しながら、民間委託等を積極的かつ計画的に推進するとしております。その中で市立保育所については、平成13年度第3次行政改革から継続して民営化を目指し、平成27年度から始まった新たな子ども・子育て支援制度の動向を注視しつつ、管理運営のあり方を検討するとしております。

公立保育所がわずか3園と、他市と比較しても少ない状況ですが、その全てを民営化するという推進計画は見直すべきであると、これまでも質問を重ねてまいりました。公立保育所の役割がますます求められている今日、改めて執行部の見解を伺います。

平成13年の行革の答申から17年目を迎えようとしています。答申が出された当時の子どもを取り巻く環境も大きく変わって、子どもと子育てをめぐる社会的背景のもとで、国では新たな子育て支援制度の検討が行われ、平成27年4月から子ども・子育て支援制度がスタートいたしました。

防府市でも少子化対策、子育て支援は、市政の重要課題として位置づけられております。市の保育所は民間の保育所とともに、ますますその役割が大きくなっております。市民が民営化を望んでいるわけではありません。民間保育所では保育士不足で御苦労されている状況もございます。

防府市の保育を考えると、やるべきことは市の保育所の民営化ではなく、子どもの保育環境や保育の質の向上への取り組みではないでしょうか。そうした改革へ踏み出していきたい。大いに踏み出していきたいをお願いをしたいと思うわけでございます。

民営化計画の見直しに対する執行部の御見解、お尋ねをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

はじめの1点目の保育料軽減策の拡充についてでございますが、認定こども園や保育所、幼稚園などに係る利用者負担の軽減には、国の制度と山口県独自の多子世帯応援保育料等軽減事業がございます。国制度では、現在、認定こども園や幼稚園、保育所などの教育・保育施設に子どもが同時に入園・入所した場合などに保育料が2人目は半額、3人目以降は無料となっております。

また、平成28年度からは年収約360万円未満相当の世帯において、同時入園・入所に限らず、第2子は半額、第3子以降は無償化され、ひとり親世帯等については、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は無償化されております。

加えて、山口県独自の保育料の軽減事業は、国制度による軽減を適用した後の保育料をさらに軽減する制度となっており、同時入園・入所に関係なく、第3子以降の子どもに係る保育料を市町村民税所得割課税額が9万7,000円未満の世帯は無料、9万7,000円以上の世帯は半額に軽減することとなっており、その財源は県と市がそれぞれ2分の1負担しております。

また、本市では、これまで子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、県内他市に先駆け、所得制限を設けることなく、小学校6年生までの医療費の無料化を実施するとともに、平成28年度より多子世帯への経済的支援として第3子以降の子どもの出生時に10万円、小・中学校への入学時にそれぞれ5万円の商品券を贈呈する多子世帯子育て支援商品券交付事業を開始するなど、さまざまな子育て支援施策を展開いたしております。

議員御提案の第2子以降の保育料無償化でございますが、保育料の軽減は未就学の子どもを持つ御家庭からの期待も大きく、市としても重要な施策と考えております。さらなる拡充につきましては、現在、国において幼児教育の段階的無償化が図られようとしておりますので、その動向を注視し、財政面も含めて、今後の検討課題としてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用実施に関する周知についてでございますが、9月からの適用ですので、9月に実施する保育料の切り替え時期にあわせて、市広報やホームページ、子育て応援サイトなどで周知を図ってまいりたいと存じます。

次に、2点目の市立保育所の民営化計画についてのお尋ねでございましたが、議員御承

知のとおり、これまでの経緯といたしましては、平成13年11月28日に当時の行政改革委員会から市立保育所について、その全てを段階的に民間移管することとの答申がなされ、市といたしましては、これを尊重し、平成21年4月1日に三田尻保育所及び西須賀保育所の2園を民間へ移管いたしました。

一定の効果と評価を得ていると思っておりますが、移管後に、保護者の皆様からアンケートにより御意見を伺ったところ、おおむね満足との評価をいただいております。2園の民間移管に関しては、市民の皆様の御理解を得られたものと考えております。

議員御指摘のように、答申から17年が経過する中、当時と現在では状況は大きく変わり、女性の社会進出や勤務形態の多様化などにより、保育需要はますます高まり、本市でも平成27年10月に初めて待機児童5名が発生いたしました。

今後、既存の民間保育施設の受け入れ児童数の拡充や幼稚園の認定こども園化などが見込めないようであれば、保育は市の責務でありますことから、公立保育所の定員を拡充し対応することも必要になってくると考えております。

また、発達に障害のある児童、いわゆる気になる子や家庭での養育に問題のある児童の受け入れが増えていることなど、市立保育所の役割はますます重要になっております。

さらに、富海保育所におきましては、本年4月から県内初の保育所型認定こども園として新たにスタートすることになり、小中一貫教育を行っている富海小・中学校との連携は、より重要な取り組みになっていくものと考えております。

したがいまして、残り3園の民間移管については、行政改革委員会の答申を踏まえつつも、高まる保育需要や経験豊かな保育士を多数有する市立保育所の存在意義及び財政面を含めた将来性を見据えて、引き続き検討する必要があると考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 新年度から結婚歴のないひとり親家庭も寡婦（夫）控除のみなし適用が受けられるということで、保育料も含むさまざまな事業に影響がございます。この周知については、ホームページ等でしていきたいということでございましたので、よろしく願いいたします。明石市のホームページも参考になります。

保育料の第2子以降の無料化ですけれども、お尋ねいたしますが、同時入所で全ての第2子から無料にした場合、また最も保護者負担が大きい3歳未満児の同時入所の場合、それぞれの程度になるのか、試算がされていれば御答弁お願いいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

第1子、第2子、同時利用の場合でございますが、第2子以降無料にした場合、約1億6,000万円ほどかかるのではないかとこのように考えております。

それから、同時利用の場合の第2子のうち3歳未満児だけ無料にした場合でございますが、このときは約9,000万円ほどになるとこのように想定しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 確かに財政的な負担も大きいわけですが、しかし、保育料の第2子以降の無料化、全国で大きく広がっているんですね。なぜかといいますと、例えば山梨県、県知事がこのように言っておられます。「小さな子どもを持つ両親が安心して預けられるのが保育の趣旨だと。そこに財源を充当して、社会全体で若いお父さん、お母さんの第2子以降の子育て環境の充実をしたいというのが一番の強い思い」、県の調査もやられたわけですがけれども、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという声があって、その声に応えたということです。

防府市でも、さきのニーズ調査、就学前児童調査ですけれども、詳しく見ていきますと、満足度を問う調査ですが、幼稚園や保育所に係る費用負担の軽減などで、やや不満、それから不満を合わせますと56.9%、断トツに多いわけですが。当然のことながら満足、あるいはやや満足が7.2%と1割にも満たない状況です。

それで、子育て支援策の重要度を問う調査でも、やはり重要度、非常に高くなってきております。第2子の壁と言われる大きな理由というのが、経済的な負担であるというふうに言われております。ぜひ財政的な負担、大変大きいものがございますけれども、一歩踏み出して御検討をお願いしたいということを強く要望しておきます。

それから次に、市立保育所の民営化の計画の問題ですが、現在、防府市では市の保育所3カ所しかありません。県内でも公立保育所が少ない自治体でございます。県内他市ではもっと多いわけですがけれども、防府市のように公立保育所をなくすという計画を持っている自治体があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

昨日、報道では下松市で4月から民営化される保育園の園舎が完成したというものがあつたところでございますが、県内他市においても公立保育所の民営化や統廃合などの計画をされたり、検討をされておられるところはございます。

しかしながら、公立保育所全てを民営化されたり、全てを民営化するというふうにされ

ておる自治体はないところでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 公立保育所は必要だというのがやはり県民の声だと思います。改めて、現在ある公立保育所の役割を執行部はどのように考えておられるのか、御回答お願いいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 先ほどの答弁でも市長のほうから申しあげましたように、公立保育所は経験豊かな保育士を多数有しておりまして、これまでも障害を持った児童や支援の必要な児童を多く受け入れております。そして、保護者の厚い信頼を得ているというふうに考えておるところでございます。

また、緊急を要する障害児や虐待を受けた児童など、要保護児童の保育や、災害時に休園となった場合の園の児童の受け入れ、それからこれはもしですけども、新型インフルエンザなどが発生した場合に、そういった場合における医療機関関係者等の児童の受け入れなど、迅速な対応が必要な場合に公立保育所の役割は非常に重要であるというふうに考えておるところでございます。

さらに、保育需要の高まりとともに、待機児童や潜在待機児童が増加すると予想される中、この解消に向けて民間保育施設の定員増や幼稚園の認定こども園化などが見込めない場合においては、市の責務として公立保育所の定員を増やしながら対応していく必要もあるというふうに考えております。

このように地域における最後のセーフティーネットとして、重要な役割を担っていかねなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、社会情勢や制度は刻々と変わりつつ、それぞれの地域での役割もあります。それらに的確に対応いたしまして、今後、地域共生社会の実現の中でも大きな役割を担っていかねなければならないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） ありがとうございます。

では、その公立保育所の役割をなくして民営化するメリットどこにあるのか、執行部ではどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

公立保育所の民営化のメリットということですが、第4次行政改革のまとめの中で報告してまいったところですが、財政的効果額を2園で、毎年七、八千万円、計上してきております。これがメリットと言えるというふうには思っております。

また、効率が悪いというわけじゃなくて、効率とはまた違った特色のある保育もされているものというふうには考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 私は、子ども・子育て支援法の基本理念、また、市町村などの責務に照らしても、公立保育所の存在と役割は今まで以上に求められていると思います。

御答弁ありましたように、公立保育所の役割、ますます求められている状況です。平成29年の第1回行政経営改革の委員会でも民営化問題が議論されておりますけれども、平成13年以降、ことしで17年になりますけれども、市民から保育所の民営化を求めてくる、また民営化を望む声が市に寄せられたのかどうか、あったのかどうか、また、民間のほうから民営化にかかわって、例えば社会福祉法人等、民営化にかかわって希望が出されたことがあったのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

2園ほど民営化いたしたところですが、それについては特に問題があるとかというお話は伺っていないところでございます。

そしてその後、民間の保育所及び市民の方から直接民営化をぜひやってくれとか、そういった民営化を望む声はいただいているところではございません。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 最後に、市長にお尋ねをいたしますけれども、今日、市の保育所の民営化を望む市民からの要望もなく、むしろ公立保育所の役割の重要性が増している。また、希望する民間もない、この民営化計画は今日の時点に立って見直すべきだと思うがいかがでしょうか。改めて御見解をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 平成13年行政改革において多くの成果が生じて、それによって本市の現在がゆるぎないものになっていることは、大方の方々が御理解と評価をいただいております。

その行政改革委員会の委員のメンバーの皆様方が、当時、真剣にあらゆる角度から御協議を加えられて、当時5園ありました市立の保育所を段階的に民営化にしていくこととい

う答申をいただいたことは、私は極めて意義のあることであると、このように思っております。

そして、答弁でも申し上げておりますが、西須賀と三田尻の市立保育園を公設で建てて民営化で運営をお願いをしていく、また、老朽化の著しい宮市市立保育所をしっかりと保育所に建て替えて、これは公営で市立のままで経営して今日に至っているわけでございます。

富海につきましてもさまざまな需要の中で、市立保育所を幼稚園機能も加えた形によって幅広く多くの市民のお子様方をお迎えできやすい状況にもって来たわけでございます。

当時の状況と今は既に十七、八年経過をいたしておりますし、年々時代の変化というものはあると思います。この先また10年、15年先にどのような時代が訪れるか、予測によりますと、子どもの数は随分減っていくのではないかとか、高齢者はすごく増えるのではないかとか、人口は減少していくのではないかとかそういう予測もなされているところでもございますので、そうした時代にまた民営化ということも必要の御意見も出てくるかもわからないところでございます。

したがいまして、御質問の平成13年の行政改革委員会の皆様方が掲げられた項目を見直すとか、あるいはそれを否定するとか、そういうような考え方を私としては持つことはできませんし、今後において議会の皆様方や、また新しい市長さんのいろいろな将来に対しての経緯の中でお考えになられる範疇に委ねたいと、かように私は考えているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 松浦市長は、一日一日が任期だと、任期最後の日まで決して気を緩めることなくというふうにおっしゃっております。

行財政改革の一環として公立保育所の民営化という、いわば風呂敷を広げられましたが、17年の社会情勢の変化、あるいは自治体としての子育て支援の拡充が求められている中で、見直すべきものは見直す。広げた風呂敷は畳んで次の市政に手渡すということも必要ではないかと、私はこう考えております。

これも最後の改革、これも最後の改革ではないかというふうに思うわけです。私ども議員も一日一日が任期であります。最後まで松浦市長に決断を求めていきたいと思っております。

平成13年当時の行政改革委員の方々の大変な御労苦、私も見させていただきまされたけれども、その時代と今大きく変わっております。その渦中にいらっしゃるのが、今、松浦市長ではないでしょうか。

その決断を最後まで求めていきたいと思っておりますので、御答弁は要りませんが、よ

ろしくお願いをしたいと思います。

最後に、国民健康保険制度についてお尋ねをしたいと思います。

子育て支援の観点から子どもの均等割軽減ができないか伺います。

会社員などが加入する被用者保険の保険料は、子どもの人数に影響されませんが、国民健康保険は子どもを含め世帯内の加入者数に応じて付加される均等割があるために子育て支援に逆行すると、これは国会でも取り上げられました。

2015年1月全国知事会、子育て支援の観点から子どもに係る保険料均等割の軽減を国に要請しております。また、東京都議会でも子どもの均等割の負担軽減を求める意見書が、昨年3月採択をされております。

こうした中で、全国的には子どもの均等割負担軽減に踏み切る自治体もございます。人口約11万の埼玉県ふじみ野市では、新年度から第3子以降の子どもの均等割を全額免除します。

防府市は、県内でも均等割が高く、収入のない子どもが増えれば増えるほど、他市に比べてもより負担の多い状況となっております。今議会に新年度の保険料率が示されましたけれども、県の試算を上まわり、高すぎる保険料を引き下げるという予算案となっております。

防府市が掲げる重点施策の子育て支援の立場から、ぜひ子どもの均等割の軽減を行っていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問にお答えいたします。

国民健康保険が置かれている状況は、年々、被保険者数、保険料が減少する一方、1人当たりの医療費は右肩上がりに増加するなど、制度的に赤字を生じやすい構造であることから都道府県化が施行され、財政運営面での強化が図られていることは議員御承知のところでございます。

さて、保険料の軽減でございますが、子育て世帯のみを対象にした制度ではございませんが、被保険者世帯の所得に応じて均等割と平等割の保険料を7割、5割、2割軽減しており、平成30年度につきましても、昨年度に引き続き5割、2割の軽減判定基準を引き上げ、対象世帯の拡大を行う予定としております。

また、本市では医療費の一部負担金につきましても、小学校卒業までを無料化いたしております。

国民健康保険の子育て世帯の負担軽減につきましては、これまでも各自治体や議会などから国に対して要望や意見書が提出されているところであり、市といたしましても、今後、

全国市長会などを通じ要望してまいりたいと存じます。

議員御指摘のとおり、本市の国民健康保険料は県下でも最も低い水準ではございますが、均等割は高く、お子さんが増えれば保険料の負担感が大きくなることは十分認識いたしております。

本年4月から国民健康保険の都道府県化が施行されることに伴い、平成35年度までの山口県の運営方針が示されたことから、本市においても今後5年程度の中期的な財政見通しを立てる中で、保険料全体に対する均等割の割合についても検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 防府市の場合、国保に加入している世帯のうち、18歳未満の第3子がいる世帯は何世帯ぐらいあるのか、その点をまず教えていただきたいと思います。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

本年1月末の国保加入世帯で見ますと、162世帯ございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 162世帯、仮に全額第3子以降を減額した場合、どの程度の財政負担となるのか、数値はじいておられましたらお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

162世帯でございますが、3人じゃなくて4人とか5人とかいる方もおられると思いますので、お子さんの数で言いますと199人でございます。

均等割の医療分が3万200円、後期高齢者支援分が6,300円でございますので、合わせますと3万6,500円です。これを人数に掛けますと約730万円ということになります。

ただ、現に2割、5割、7割の軽減を受けておられる世帯もございますので、実際の影響額とすれば450万円程度ではないかと思っております。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 御答弁いただきましたけれども、収入のない子どもに保険料がかかってくる、子どもが増えれば増えるほどその負担は大きい、防府市のように県内でも均等割が高いとなれば、市としても真剣にその対応を考えていく必要があると思います。大変重要だと思います。450万円という数値が出されましたけれども、現在の防府市の

国民健康保険の特別会計、あるいは市の財政状況から見ましても、均等割の軽減は十分可能だというふうに考えております。

むしろ、市のこの問題に対する姿勢、これが問われているのではないかと、こういうふうにも感じております。市長会を通じて国に対し強く要望されていくという、こういう御回答でございましたけれども、それはそれとして、ぜひ進めていただきながら、ぜひ、市としてもこの450万円、もちろん年度でいろいろ差がございますけれども、こういう金額については思い切って市が判断をしていくという、こういう前向きの回答を、今後ぜひ期待をしておきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今回、国保にかかわって、さらに教育の問題、福祉の問題、次の世代をどう育てていくのか、これが防府市の大きな課題でございますので、こういった点から質問をさせていただきました。

私は、松浦市長にはさまざまな形で質問もさせていただきましたし、進んだ面、また、まだまだ課題があるなとこういうふうに感じている面も多々ございます。次の市長さんへの、また御要望もしっかりと、私は次の代の方にも質問をさせていただきたいと思っておりますが、保育所の民営化問題だけは、やはりこれは市長の責任でぜひ結論を出していただきたいと、17年の経過が過ぎておりますので、このあたり締めくくりをしていただきたいなと強い思いでございます。どうかよろしく願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、8番、山本議員の質問を終わります。

少し早いですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時 開議

○議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、7番、三原議員。

〔7番 三原 昭治君 登壇〕

○7番（三原 昭治君） 本議会最後の一般質問となりました。会派「絆」の三原でございます。

通告に従いまして、2点について質問をいたします。

まずもって、3月11日、忌まわしいあの東日本大震災から7年を迎えます。ここに亡くなられた方々、また被害を受けられた多くの方々に対し、心より御冥福とお見舞いを申

上げます。

それでは質問に入ります。

1点目は、新庁舎建て替えまでの地震対策について質問いたします。

政府の地震調査委員会は、先月、南海トラフ巨大大地震について、今後30年以内の発生確率を現在の70%程度から70から80%に引き上げたを発表しました。近年、日本をはじめ、世界各国で地震が相次ぎ、大きな被害を出しています。専門家によれば、巨大地震は日本全国どこでも起こり得ると指摘し、政府の地震調査委員長の平田直氏、東京大学教授は、刻一刻と次の巨大地震が迫っており、いつ起きてもいいように備えてほしいと、地震に対する対策を呼びかけています。

さて、このような状況下、防府市においても耐震性を満たしていない現庁舎の建て替え計画は進められていますが、建て替えまでの間、庁舎の地震対策をどのように考えているのか、また現時点でどのような対策を講じているのかお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

庁舎の地震対策につきましては、建て替えによって対応する方針としておりますが、それまでの間の対応が課題となってまいります。新庁舎完成までの現庁舎における耐震対策でございますが、地震発生時に来庁者や職員の避難経路を確保し、転倒物、落下物によるけがを防止するため、執務室内の書棚の配置や荷物の置き方等を見直し、改善を行うよう各課へ指示を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、出入り口付近の書棚と大型備品類が転倒し、避難時の障害とならないよう配置を工夫すること。転倒落下による事故につながる書棚の二段重ねや書棚の上へ重量物の設置をしないこと。ガラスの飛散によるけがを防止するため、備品類を窓ガラスの近くに配置しないこと等でございます。

また、地震対策用品の導入状況でございますが、執務室内において地震被害軽減に有効となる対策用品の必要数の調査を行い、家具転倒防止用品、書類落下防止用品、ガラス飛散防止用品やコピー機等キャスター付き大型備品の移動防止のためのキャスターSTOPパーを購入し、設置を行っております。

あわせて、来庁者の多い1号館、4号館のロビーや通路の狭い3号館廊下等、執務室外の共有スペースに配置した書棚やロッカー等大型備品類の転倒を防止するため、壁面へ固定する対策も講じたところでございます。

なお、新年度予算にも地震対策を講ずるための経費を計上しておりますので、効果的安

全対策を行うとともに、地震発生時に来庁者への避難誘導を含め迅速かつ確実な避難行動を行えるよう、職員の防災意識も啓発してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、新庁舎の建設までにはある程度の時間を要することから、現庁舎での地震対策が大変重要であり、今後も可能な限りの地震対策を継続してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

地震がきたら壊れますよと、倒れますよということで、今、新庁舎の計画は進んでおりますが、確認のために再度、庁舎の耐震診断第1次、第2次とおかれましては、最終の第2次の診断結果が出たのはいつですか。そしてその内容を改めて教えてください。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それではお答えいたします。

庁舎の第2次耐震診断は平成23年度の補正予算、それから平成24年度の新年度予算合わせまして、2回に分けて実施しております。それぞれの棟ごとに実施をいたしました。

まず1号館につきましては、これは24年の6月に診断結果が出ております。I s値、いわゆる構造耐震指標でございます。I s値というのはX軸、Y軸、長いほう、短いほうに分けて、それぞれの階層ごとに数値を調べていくわけなんですけど、その中で一番低いところがその建物のI s値というふうになります。1号館は1階が一番低いんですが、0.153という結果が出ております。

2号館につきましては、平成25年の1月に診断が終わりまして、0.64が一番低い位置でございます。

それから、3号館は平成25年の1月に診断が出ておりまして0.23、4号館につきましては、平成24年12月に診断が終わりましてI s値0.28、5号館につきましては、平成24年6月に終わっておりまして0.378という結果が出ています。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） ありがとうございました。

1号館が24年6月というのが一番早かったと思います。それでは、またこれも確認のためなんですけど、耐震診断の結果を受けて、庁舎の倒壊・崩壊の危険が高いという結果が出たわけでございますが、その庁舎の建て替え計画、今、進められておりますけど、これまでの経緯をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

耐震診断の結果が出まして、庁内で耐震診断に関する耐震化委員会というのを設けております。そこで協議をいたしまして、診断結果が全部出そろった後、平成25年の8月に、まず、庁内に庁舎建設プロジェクトチームというものを設置いたしました。

その後、26年の4月にこのプロジェクトチームの報告書をもとに今から進めていくということで、まず総務課内に庁舎建設準備室というのを設置しまして、このときは担当者2名でございます。同年の5月から庁内の庁舎建設検討委員会というものを立ち上げました。それから26年10月に学識経験者、あるいは公募委員14名からなります防府市庁舎建設懇話会というものを設置いたしました。

それから、27年1月に庁舎庁内検討委員会のもとに作業部会というものを設けました。その後、27年8月に先ほど申しました、民間の方々の代表で構成します庁舎建設懇話会をリニューアルしまして、庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会ということで、17名の委員で構成しております。

それから、27年9月に新庁舎建設に関する市民アンケートというものを実施しております。そして、29年3月、昨年ですが、防府市庁舎建設基本構想・基本計画というものを議会に御提示させていただきまして、いろいろ御意見、それから決議もいただきまして、その後市内16地区、各地区の説明会にまいりまして、両案併記の比較ができる資料をということでございましたので、昨年9月に補正予算を上げまして、現在その作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 今のお話、先ほどの診断結果のお話ということで、診断結果から出てもう6年がたっております。そして今、御説明いただきました庁内プロジェクト会議が設置されて既に5年がたっております。幸いにも、その間大きな地震が来なかった。今、防府市が進めている、本当に幸せますというようなことなんですけど、もうそういう大変怖い結果が出たのなら、早急に、できる限りやれることは全ての地震対策を、私は講じるのが当然だと思っております。

先ほど、ちょっと当初の説明では、何か順次というような印象を受けましたが、これは全てもう6年、5年たっていますので、私はできていると思っているんですが、それはいかがですか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 先ほどの本答弁にもありましたが、現在もやっている真っ最中でございます。

昨年度、平成28年度の途中からこれに着手しております。昨年度は38カ所、コピー機のストッパー、キャストストッパーというものを付けております。今年度になりまして、転倒防止の突っ張り棒であるとか、書類落下防止用品、それから書庫のガラスの飛散防止フィルム、あと書棚のずれ防止用品というのもございます。それからあとジェルマット、こういったものの消耗品、備品等での対応、また共用部分の廊下、先ほど答弁もいたしました。共用部分のロッカーの固定等は、これ業者発注で固定を壁面にしております。全部で今年度は366カ所のそういった地震対策の実施をいたしておりますが、全然、全くまだ十分とは思っておりません。今年度もまた続けておりますし、新年度もこれからもやれることは全部やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） この質問に当たっては、私もう3回か4回ぐらい、3回ぐらいはやっております。実は、5年前の平成25年9月議会の一般質問で、あるいは庁舎内の地震対策で地震の際に凶器化し、足や負傷の最も多い要因となるパソコンやコピー機などのOA機器、ロッカーや窓ガラスの飛散などに対して、早急に対策をするようにと求めました。

その当時の総務部長は、正直対策はおくれており、急いで改善する点であると肝に銘じましたと、肝に銘じましたと答弁がされました。しかし、当時の部長が在任中は全くといっていいほど対応されておらず、肝に銘じたことに対して私は肝をつぶされました。そして、再三ということで平成28年6月の一般質問で指摘と対策を求めました。これに対し、当時の総務部長は庁舎の防災対策で備品類等の安全対策については今年度予算で早急を実施しますと。私は素直にこの言葉を受けとめ、庁内の防災対策で備品類の安全対策については、今年度予算で早急に対策を実施しますとの答弁を真に受けました。本来なら、この言葉は私の受けた中身であれば、当然もう完了しているはずなんです。それが今もってまだ十分ではないということはどういうことなのでしょう。どういった点で十分でない状態にあるんですか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

今、備品類、ロッカー類、それから書庫類、いろいろございますが、これにつきましても当然、総務課の職員だけではなくて現場の職員の意見を聞きながら、それぞれの施しを

しております。共用部分につきましては完全固定を目指しておりますけど、それぞれのフロアの中は、当然その毎年の席の移動とかもございますので、ある程度やりながら動くということも必要だと思っております。

それと、やはり我々が気付かない部分につきましては、各課長を通じまして所属長のほうからこの部分がちょっと心配なんだがどうだろうかというような相談をいただきながら、場合によっては専門業者の方にも見ていただいて、それぞれの施しを検討しながら進めてまいりました。まだ、今こちらでやれることはかなりやっておるんですが、さらにまだ必要な部署があればまたやらないといけないし、またこの3月末に人事異動等でフロアの移動等がございますので、そちらもあわせて一緒に、そういったものをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 二、三日前、車のラジオ聞いていますと、今、先ほど申しました3月11日に向けていろいろ地震の対策、啓発等しきりにやっております。その中に、地震はいつ起こるか分からない。地震はいつどこで起こるか分からない。しかし、備えだけはしなければならないということを書いて、ああそうだなと、また認識を改めた次第です。

これまで、28年度の途中から実施されたということですが、どのくらいの予算をかけられて実施されましたか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

28年度は約13万円の予算を使っております。今年度につきましては、2月末現在、先月末ですが、104万円ほど今、支出しております。今後もこのような内容のもとで実施をどんどんやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 今後もこのような内容というのは、大変私は残念な答弁なんです。もう今時点で、庁舎を建て替えるのはあすにはできません、あさってにもできません。だからこそ安全対策が必要なんだということを、私はこの一般質問で訴えているわけなんです。だから、先ほどガラスの飛散という言葉も出ました、じゃあ窓ガラスを私が見る限り、1号館の2階はフィルムが貼っております。それは何で貼ってあるのかなと尋ねると日よけだということを知りました。でも、ガラスの飛散は全くどこもできてない。

そして、先ほどから執務室はまだやっていないと。確かに廊下は、大きなロッカーとかみなきちんととめてあります。でも、執務室は全くとめてありません。先ほど二段重ねといわれましたが、二段重ねのところもあります。これは私が思うに順次やっていく施策じゃないと思います。早急にもう全てやるべきだと、私は思っております。本当最優先の、私はこれは課題であると、何を置いてでもやるべきだと。先ほどの金額では28年度は13万円、29年度は104万円。大変申しわけないんですけど、山頭火ふるさと館、約5億円をかけて建設されました。年間維持管理が3,000万円超えます。私は職員の命と3,000万円どっちが大事なのかなと。すごく私は今、思っております。

そこでお尋ねしますが、私は職員さんとはよくお話をします。いろいろざっくばらんに話し合いをしております。その中で、ある職員さんは、私は職場に出たら窓の鍵を開けている、なぜ開けているのと言ったら、地震がきたときすぐに逃げられるようにしてあると、というお話もありました。ある職員さんは、本当に怖い、私は机の下に入ったってもう間に合わないでしょうと。例えばこういう今、危険度の高いところで対策を講ずるにあたって、先ほどいろいろ各課と話をすることでしたが、こういった職員さんの心境、このような調査はされたことがありますか。いかがですか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 職員のその心境調査とかヒアリングというのはやっておりません。ただ、庁内のそういった耐震に関する委員会、それから今、庁舎建設もありますが、職員はみな危機感を持っております。大変、不安感を持っていると思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） それで、たしか高砂議員の質問の中で、災害用マンホールトイレということで話が合った中に、防府市業務継続計画というのがございました。これを少しどういったものか、再認識のために教えていただければと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

業務継続計画、いわゆるBCPという呼び方をしております。この計画は、大規模災害が発生したときの市町村の役割を示し、そういった業務を継続して、市役所として存続できるようなもの、それと基本的な考え方、こういったものを示したものです。

想定しております被害は地震と風水害ということで、どういう場合に職員がどう動いていくか、あるいはどういう対応をするか、ましてや私どものほうは庁舎が耐震性がないものでございますから、どういったところを代替庁舎として動いていくかと、こういったこ

とをまとめたものでございます。昨年の12月にこれをつくり上げまして、今これに基づきましてさまざまな、細かな行動計画というものを立てているところでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） この継続計画、そして今、行動計画と言われました。行動計画はどのような場合に立てられるんですか、行動計画って。行動計画はどのような状態のときに実行できるのですかという質問。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

業務継続計画につきましては、いわゆる基本構想のようなものでございますので、細かな具体的なことはあまり書いてございません。ですから、それぞれの今、行動計画という名前で申しましたけれど、細かな役割分担であるとか、そういった、まず何を優先して、何を後回しにするかとか、そういった業務のことをこと細かに担当者レベルで、先般も2週間前でしたか、研修をやったばかりなんですが、それぞれの役割をはっきり決めて、それぞれの動き方、そういったものを確認し合うというものをそれぞれつくっております。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） わかりました。質問の仕方が悪かった。行動計画とか継続計画が立てられるのは職員さんがいらっしゃったらできるんですよね。職員さんが、例えば残念なことに被害に遭われて命を落とした。そして、ガラスが飛んできて顔を切った、足を切った、そのロッカーの下敷きになって負傷したといったら、何のこれは役にも立たないんですよね。

まず、これを実行できるためには、やっぱりそのような対応を考えなければいけないと思うんです。その今年度は来年度は幾ら幾らという、そんな悠長なことを言っている場合じゃないと思います。

先ほども冒頭で申しました。大地震は一刻一刻迫ってきていると。その対策はきちんと講ずるべきだと。この対策に100%は私はないと思います。ないけど、誰が考えたって、危険だといわれるものに固定をするのはそんなに大したことではないと思います。それに1億円かかろうが100億円かかろうが、私はやるべきだと思っています。それはなぜかという、職員さんの命がかかっているということです。やはり、命最優先でやっぱり対応を図らなくてはいけないと思います。

そこでお尋ねしますが、東京都が以前、発刊しました防災ブック「東京防災」、これに

ついて御存じでしょうか。読まれたことはございますか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

その前に先ほどちょっとミスを言っておりました。BCPの下に行動計画と私言いましたけど、行動マニュアルの間違いでございます。呼称を間違えて読みましたので訂正します。

それから、東京都のつくられました防災の方向性につきましては、インターネット等でちょっと私は見たことはあるんですが、詳しいことはまだそこまで熟知しておりません、残念ながら。申しわけありません。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 東京都が発刊したときに、もう既に、都民を対象にこれは無料で配布したと。それもよそから引き合いがたくさんあって増刷増刷でこれは発刊したそうです。その表紙にこういうことが書いてあります。これは先ほど肝に銘じるという部分で心の中に叩き込んでいただきたいと思います。その表紙に書いてあるのは何かと申しますと「今やろう、災害から身を守る全てを」と書いてあります。「今やろう、災害から身を守る全てを」と。たしか当時の都知事がテレビで言っていました。とにかくやれることは全てやると。これが今、東京都の考え方だと。東京都であろうが防府市であろうが、人口が違おうが何が違おうが、地震に対するものは全く一緒でなければいけないと思います。

先ほどから、ちょっとお話を聞きますと、やっぱりもっともっと予算をかけて、お金より命です。命のほうが大事です。お金は働けば幾らでも出てきます。まず命を守るにはどうしたらいいかと。じゃあすぐ今から始めようかということになってくると思います。

しかし、残念ながら、今、28年度の途中からで、もう29、2年弱やられて、まだまだ十分じゃないという答弁は、私はまことに残念です。次の市長さんに、私はこのことはまた訴えて、ぜひ早急に、予算組むとか組まないとかいう話じゃない、組まなければいけませんけど、予備費をすぐに充当してでもやるよというようにお願いをしたいと思います。ただ、お願いをしたいんですが、何よりもそれまでには地震がないことをもう祈るしかありません。

最後に言います。命というのを大前提にやってください。職員さんにちょっと話を聞きましたら、通路を優先したのは市民の皆様の安全を守るのが先だということで、通路のロッカー等を優先したと。大変すばらしい話です。しかし、その先を考えたとき、職員さんがだめになったら、防府市もだめになるんです。私はそう思っています。やっぱり中枢を担う職員さんが何も負傷もせず、何もなくて、そしてその対策に当たるということのほう

が、一番の私はベストだと思っておりますので、ぜひこれは早急に、すぐに取りかかっていただきたいということをお願いしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、防府市個人情報保護条例について質問をいたします。

地方公共団体が保有する個人情報を適正に取り扱うために、必要なルールなどを定めた防府市個人情報保護条例に基づき、市職員等の職務上知り得た個人情報の適正な管理、利用目的の明確など、その運用に当たり、どのように取り組んでいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、個人情報の適正な管理につきましては、防府市個人情報保護条例におきまして、収集した個人情報を正確かつ最新の状況に保つように努め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止のため、コンピュータやマニュアル処理にかかる安全対策などの必要な措置を講じ、保有の必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに消去し、またこれを記録した公文書を廃棄しなければならないと定めているところでございます。

また、職員の義務といたしまして、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないと定めているところでございます。

次に、利用目的の明確化につきましては、個人情報を収集する段階から、事務の目的を明確化した上で、その目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で収集しなければならないとしておりまして、収集した個人情報を利用及び提供する場合においては、目的外利用や外部提供してはならないと制限しているところでございます。

なお、個人情報を取り扱う事務の目的につきましては、個人情報ファイルの名称、利用目的及び概要などが記載された個人情報ファイル登録簿により、一般の閲覧に供しているところでございます。

以上、申し上げましたとおり、個人情報保護制度の適正な運用につきましては、職員研修等を通じまして周知しておりますが、今後もさらに徹底をしてまいります。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは何点か質問させていただきます。この防府市個人情報保護条例の施行から15年がたちました。たちましたが、この運用日において、先ほど申されました目的外利用とか外部への提供など、不当な利用等、運営上において何か違反する案件はありましたでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

個人情報保護条例そのものの違反というものはございませんでした。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 違反はなかったと。いいことだなと思っておりますが。これ違反以外に運用上のミスとか、そういったものはございませんでしたか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

これは事務上のミスが2件ございました。1点はAさんという市民の方に送るべき通知書をBさんの封筒の中に入れて送ったということでの誤発送という違反でございます。

もう1点は、これはちょっとおめでたい話だったんですけど、敬老の日の準備に合わせて、市内の祝い事に関する、100歳であるとか、あるいは最高齢であるとか、そういった方々の調査をしまして、御本人の確認の上、発表しているんですが、1件ほど、私の名前はちょっとと言われる方がいらっしゃったんですが、誤って名前を報道してしまったという件がございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 2件のミスがあったと。1件は誤発送と、片方は名前を伏せてほしかったけど名前を出してしまったと。この点についての再発防止というのは、どのように今、講じてらっしゃいますか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

まず、担当課、その現課におきましては、まずは当事者、関係者への謝罪というものが1番だと思います。それから、そういう発送・交付にかかる処理手順、確認体制というものを見直しました。

それと、先ほど報道発表してしまったという件に関しましては、関係の報道機関への謝罪を行っております。それから決裁の確認の仕方、複数でもう1回情報の確認をするという、複数の職員でチェックするというのをやっております。これらは現課で対応いたしております。

それから、これは個人情報を担当する市政なんでも相談課での対応でございますが、1件につきましては、これは国の個人情報保護委員会というものがございます。これにつ

きましては、特定個人情報に係る案件に関しましては、国のそういう第三者機関といえますか、行政委員会なんですけど、そちらへの報告をするようになっておりますので、その事務上のミスは報告をいたしました。もう1件は、該当外でございました。

それから、担当の課長だけじゃなくて、全庁的に周知を図るため、各所属長に個人情報の適正管理、取り扱いというものについての庁内通知をいたしました。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） ありがとうございます。

次は、そして市民の方、当然のことなんですけど、職員さん等が職務上知り得る情報として、今申しました市民の皆さんの個人情報は無論ですが、職員さん自体、職員さん自体の個人情報というのも当然あるわけです。その職員さん自体の個人情報の管理についてはどのように対応されておりますか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

当然、職員の人事情報、どういったものがあるかといいますと、例えば住所、年齢、生年月日、電話番号、家族構成、学歴、職歴、資格そういったものは、当然人事上の仕事のために必要ですし、給料格付けを決める場合にも必要です。それから、健康保険、年金、こういったものにもデータは必要でございますので、そういったものを情報として職員課のほうで持っております。今の人事給与システムですと、6年前に今の人事給与システムを更新しておりますが、今はそのデータを扱える、あるいは閲覧できる職員というのにIDを全部ふっております、ごく限られた者だけがそのIDを持っております。なおかつ、そのIDをふられた者がパスワードを自分で設定をいたしますので、それは閲覧できないようにデータ上なっております。

それから、紙媒体のものも若干ございます。これにつきましては人事機密情報ということで鍵のかかったロッカー、毎日、職員が鍵を朝開けて、夜閉めて秘密の鍵の場所に置いておりますが、そういった形での管理をしております。外部に遺漏しないように努めております。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 限られた職員さんがIDを持って対応しているということですが、この職員さんの、先ほど住所とか家族構成とかいろいろありますが、それらについて、職務上、さっきちょっと職員課というのが出ましたけど、職務上どの範囲の部署、役職ま

での方が知り得る情報と、今なっているわけですか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

職員課の職員で、給与人事を担当する者は当然見れるようにいたしております。職員課長も多分見れるんじゃないかと思うんですが、私ども、部長、部次長は一切見ることができません。それも職員課以外の職員がそれを閲覧するという事は、現在のシステムでは全くできないようになっております。それから、仮にそのシステムでデータを見た場合には全部履歴が残ります。当然、情報統計課のほうで毎日かどうかわかりませんが、期間を区切って、このシステムを見たのは誰かというのがみな出ますので、何か変な動きがあればすぐ呼んで確認するという事を今、行っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 大変、嚴重に管理されているなど。ましてや今、言われているように全部履歴が残るということでございます。

先ほど、違反するものはなかったということなんですが、これは参考にまでお聞きしたいんですが、この保護条例で違反した場合、先ほど目的外とか外部提供とか、もし万が一あった場合の罰則はどのようになっておりますか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

条例違反があった場合の罰則ですが、これは条例の第34条に規定しております。

これは、実施機関の職員、それから受託業務や指定管理者の行う公の施設の管理に従事するもの、これも含めております。その罰則につきましては、ちょっと読み上げますと、実施機関の職員または職員であった者等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された電算処理に係る個人情報ファイルを第三者に提供した場合の行為者に対する罰則で、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金。

2番目といたしまして、実施機関の職員もしくは職員であった者等や指定管理者の行う公の施設の管理の業務に従事している者、または従事していた者が自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で職務上または受託業務、もしくは管理業務に関して知り得た個人情報を提供し、または盗用した場合の行為者の罰則で、これは1年以下の懲役、または50万円以下の罰金。

それから第3番目といたしまして、実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、

フィルム、または電磁的記録を収集した場合の罰則で、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金と定められています。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） さて、ところで、実は多くの職員さんが私に対して大変疑問なことがあるということで、ぜひ聞いてほしいということがございました。

実は、市長が毎年開かれている新春の集いです。職員さんの話では、主幹以上、管理職の職員さん等に対して案内がくると、案内状が送られてくるけど、その住所等はどこでどのように調べられているんだろうかと、私に尋ねられますが私はわかりません。ぜひ聞いていただきたいということなので、市長さん、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私もわかりません。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） これちょっと職員さんの名前が入っています。これたくさん今、私のところへ届けていただきました。出された本人が出したことがわからないということは、私はあり得ないと思います。もう一度お尋ねします。どこでお調べになったのか教えてください。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） わかりません。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） いいですよ、わからなくても。ある職員さんの話では、この近年送られてくるようになった。それも突然送られてくるようになったと。私は管理職に就きましたと。何が疑問なのかと申されると、自分は市長さんの後援会にも入ったことはない、電話帳にも載せていないと。ゼンリンで調べるという手もあるじゃないのと言ったら、ゼンリンは私のところは表札も上げてないのでありませんと。どうしてそれがわかるんでしょうかということで、何人かの職員さんが尋ねられました。名前がこれ伏せてなかったので出せませんが。

普通、後援会に入会されれば住所も電話番号も書いてもらいます。当然わかります。電話帳で調べることもできます。しかし、電話帳は載せていない。ゼンリンで調べようということもこれ大変な作業です。だけどゼンリンにも載せていないと。大変不可思議なことだと。本当に首を傾げられていましたが、再度お尋ねします。これ、どのようにどうして調べられるのか教えてください。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 全くわかりません。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） いいですよ、全くわからないで。わからないものが住所に名前に送ってくると。もっとお話しを聞く中で、以前は私の名前だけでしたと。それから後に妻の名前も添付されるようになりましたと。これはどこからわかったんでしょうかねと。私にいくら聞かれても、私は、市長と一緒に、わかりませんとしかお答えがございません。

また、ある職員さんは、私は途中で結婚して住所が変わったと。これは市のほうに職員課には申し入れております。けどほかには言っておりません。同じくその方も後援会の入会もなく、そして電話帳にも載せていない。ましてヤゼンリンにも載っていないという方もいらっしゃいました。

そして、市外の方も何人か私に不思議でやれないということも言ってらっしゃいました。いくらお尋ねをしてもわからないということで、わからない方がわかった住所に送るというのも全く不可思議な、私は話だなと今、思っております。職務上知り得る情報と考えれば、職員の任命権者である市長が当然、職員の安心安全、あらゆることを想定しながら知り得る情報ではないのかなど、私は私なりに解釈をしたところでございます。

また、これは個人情報とちょっと外れるかもしれませんが、市長就任以来、いろいろとその庁内にまとめ役という方がいらっしゃって、ここでは名前は挙げません、それもみんな聞いております。いいんです、これは職員さんが話されたことで、私が直接見聞きしたものではありません。いくら質問しても答弁はわかりませんということであります。この案件につきましては、まだまだ多くの職員の皆さんの聞き取りを実施しております。今後、さらに十分調査し、十分な対処をしてまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で7番、三原議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は3月28日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどよろしくお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、午後2時から議会運営委員会を開催

いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。

大変お疲れさまでした。

午後1時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月8日

防府市議会議長 松村学

防府市議会議員 三原昭治

防府市議会議員 山本久江

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月8日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員